

利用上の注意

- 1 毎月勤労統計調査は、日本標準産業分類に定める鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く）、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く）の16大産業に属する事業所から抽出して調査したものを国又は県全体に対応するように復元推計したものである。

ただし、鉱業は調査事業所数が少ないため非公表としているが、調査産業計には含めている。
- 2 指数の基準時は令和2（2020）年である。

なお、令和4年1月分確報公表時から、指数の基準時更新（令和2年平均＝100）に伴う遡及改訂を行っている。

ただし、令和3年12月分までの増減率は、平成27年基準指数で計算したものとするため、改訂後の指数で計算した場合と必ずしも一致しない。
- 3 「前年比」は対前年増減率（％）を掲載している。なお、前年比などの増減率は、指数等により算出しており、実数で計算した場合と必ずしも一致しない。
- 4 事業所規模5人以上とは、第一種事業所（事業所規模30人以上）に第二種事業所（事業所規模5～29人）の結果を含んだものである。なお、事業所規模は場所単位で区分しており、必ずしも事業所が属する企業規模とは一致しない。
- 5 調査対象事業所の交替について
 - (1) 第一種事業所については、従来、2～3年ごとに総入替えを行っていたが、平成30年から毎年1月分で部分入替え（1月分は入替え前も調査）を行う方法に変更した（ただし、常用労働者500人以上を雇用する事業所は入替え方法の変更に関わらず従前から悉皆調査）。

この変更に伴い、従来の総入替えの際に行われていたギャップ修正は行われない。

なお、平成30年1月分及び平成31年1月分の部分入替えでは2分の1の事業所の入替えを行っている。
 - (2) 第二種事業所（事業所規模5～29人）については、半年毎（1月・7月）に調査対象事業所の3分の1ずつの交替を行っている。
- 6 常用労働者数のベンチマークを令和6年1月分確報で令和3年経済センサス-活動調査による常用雇用者数（常用労働者数）に更新したことに伴い、平成28年7月分から令和5年12月分までの間の常用雇用指数とその増減率を過去に遡って改訂している。ただし、ベンチマーク更新後の常用雇用指数において、基準年（令和2年）の指数が100とならない値になることから、基準年の指数が100となるよう、過去に遡って全ての指数で再度改訂を行っている。
- 7 実数については、既に公表した数値を遡って改訂することは行っていないので、原則として、時系列比較は指数によって行うこと。
- 8 寄与度グラフについては、データの復元方法やギャップ修正方法等の統計の性質上、実線と構成要素の計が一致しない場合がある。
- 9 凡 例
 - 「0」、「0.0」又は「0.00」…………… 単位未満
 - 「—」…………… 該当数値なし
 - 「X」…………… 秘匿数値